

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり公告し、一般の縦覧に供します。

平成二十九年十二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象区域

天理市杣之内町元山口方四三七番三、四三七番四、四三七番五、四三八番一の一部、四三八番二の一部、四三八番四の一部、四三八番五の一部、四四一番二の一部、四四一番三、四四一番四、四四一番五、四四四番六の一部、五二七番一の一部、五四〇番四の一部、五四三番一の一部、五四三番五の一部、五四四番一、五四四番二、五四五番一、五四五番二の一部、五四五番四、五四五番五、五四五番一二、五四七番、六八四番一及び一四一〇番三の一部

二 認定年月日

平成二十九年十二月四日

三 認定計画書の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課